

海洋汚染防止のための構造及び設備規則及び同検査要領並びに
船舶用原動機放出量確認等規則及び同実施要領一部改正案における改正点の解説
(放出規制海域の追加（カナダ北極海域及びノルウェー海海域）関連）

1. はじめに

2025 年 6 月 20 日付一部改正により改正されている海洋汚染防止のための構造及び設備規則及び同検査要領並びに船舶用原動機放出量確認等規則及び同実施要領中、放出規制海域の追加（カナダ北極海域及びノルウェー海海域）関連に関する事項について、その内容を解説する。なお、本改正の適用は次のとおりである。

(1) 海洋汚染防止のための構造及び設備規則 1 編 1.1.3

2025 年 7 月 1 日から施行

（ただし、船舶の所有者からの申し出により先取り適用可）

(2) その他

2026 年 3 月 1 日から施行

2. 改正の背景

MARPOL 条約附属 VI 第 13.6 規則では NO_x 3 次規制が適用される窒素酸化物放出規制海域を、同第 14.3 規則では燃料油中の硫黄分濃度が 0.10%以下に制限される硫黄酸化物放出規制海域を規定しており、本会では当該要件を関連規則に取入れている。

この程、IMO においてカナダ北極海域及びノルウェー海海域を新たな放出規制海域（窒素酸化物放出規制海域並びに硫黄酸化物放出規制海域）として規定する提案が行われ、2024 年 10 月に開催された IMO 第 82 回海洋環境保護委員会（MEPC82）において、当該 MARPOL 条約の改正に関する決議 MEPC.392(82)として採択された。

このため、当該決議に基づき、関連規定を改めた。

3. 改正の内容

主な改正点は以下のとおりである。

(1) 海洋汚染防止のための構造及び設備規則 1 編 1 章 1.1.3-3. 船級符号への付記

本改正で取入れる窒素酸化物放出規制海域（ノルウェー海海域）においては、起工日以外の適用日が存在するため、Tier III に該当する年号が一概に一つの年号で表記しきれない。そのため、従前の窒素酸化物放出規制海域での航行が可能な船舶に付記される船級符号に関する年号注記（起工年）を削除する。今後は、1 編 1.1.3-2.を基に、年号なしの「Nitrogen Oxides Emission-Tier III」（略号：NO_x-III）を船級符号に付記する。なお今後 NO_x-III(2021)が付与される予定の船舶に関して、当該船舶の完工日が 2025 年 7 月 1 日より前である場合は、従前のおり年号付きの Notation を付与する。（ただし、船主、造船所等の要望があれば、NO_x-III を付与する。）

(2) 海洋汚染防止のための構造及び設備規則 8 編並びに船舶用原動機放出量確認等規則 1 章及び 2 章 窒素酸化物放出規制海域、硫黄酸化物放出規制海域としてカナダ北極海域とノルウェー海海域を追加した。なおカナダ北極海域については、2025 年 1 月 1 日以降に起工する船舶が対象となることに留意すること。

(3) 海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領 8 編船舶用原動機放出量確認等規則実施要領 2 章 本改正で追加されるカナダ北極海域及びノルウェー海海域を航行する船舶が原動機の改造を行う場合、窒素酸化物放出規制に適合しなければならない旨、追記した。